毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇規則　鳥取県公報発行規則の一部改正
◇告示　沿岸漁業振興対策事業費補助金交付要綱
昭和三十七年度開拓集乳所設置事業補助金交付要綱
家畜商法等の講習会の実施
保険医療機関の指定の辞退
◇正誤　昭和三十七年五月二十九日付け鳥取県告示第二百九十五号中訂正

規則

鳥取県公報発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十七年七月六日

鳥取県知事　石破二朗

鳥取県規則第三十三号

鳥取県公報発行規則の一部を改正する規則

鳥取県公報発行規則（昭和二十八年四月鳥取県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

この規則中「総務課長」を「広報文書課長」に、「総務課」を「広報文書課」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十七年五月十六日から適用する。

告示

鳥取県告示第三百八十号

沿岸漁業振興対策事業費補助金交付要綱を次のように定める。

昭和三十七年七月六日

鳥取県知事　石破二朗

沿岸漁業振興対策事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第一条　知事は、沿岸漁業の振興対策事業に要した経費

に対し、予算の範囲内で市町村及び漁業協同組合に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、鳥取県補助金等交付規則（昭和三十二年四月鳥取県規則第二十二号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第二条　この要綱において「補助事業」とは、前条に規定する沿岸漁業の振興対策事業で補助金の交付の対象となる事業をいう。

（補助事業等）

第三条　補助事業及び補助率は、別表のとおりとする。

（添付書類）

第四条　規則第五条第一号及び第二号の規定による事業計画書及び収支予算書は、それぞれ様式第一号及び様式第二号のとおりとする。

2　この要綱による補助金の交付の申請をしようとする者は、前項の規定によるもののほか、様式第三号の沿岸漁業振興対策事業明細書を添えなければならない。

（申請事項の変更）

第五条　規則第十一条第一項の規定により、補助事業の内容、経費の配分その他申請に係る事項を変更し、又は当該事業等を中止し、若しくは廃止しようとするときは、様式第四号の補助事業変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

（補助事業の遂行の指示）

第六条　規則第十七条第二項の規定により、知事の指示を受けようとするときは、補助事業の遂行が困難となつた理由及び事業の遂行、状況を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第七条　規則第十八条の規定による実績報告書は、様式第五号のとおりとし、事業完了の日から起算して一月を経過した日又は翌年度の四月一日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

（事業実施状況報告）

第八条　補助事業者は、補助事業の遂行状況を事業着手の月から毎月様式第六号の沿岸漁業振興対策事業実施状況報告書を知事に提出しなければならない。

2　前項の提出期日は、報告書作成時期の翌月十五日までとする。

（書類の数）

第九条　規則第五条に規定する申請書及びこの要綱に基づいて知事に提出する書類は、正副三通作成しなければならない。

附　則

この要綱は、昭和三十七年七月六日から施行する。

別　表

補助事業	補助率	補助事業主体の範囲
1　流通改善施設設置事業（共同かん水養殖施設）	当該経費の三分の二以内	市町村及び漁業協同組合

様式第1号

事業計画書

1　事業の目的

2　事業の内容

事業種目	事業量	単価	事業費	事業費分担区分 県補助金	市町村費	その他	施行方法	着工予定年月日	完成予定年月日	摘要

計										

様式第2号

収　支　予　算　書

収　入　の　部

区　分	本年度予算額	前年度予算額	比較		摘　要
			増	減	
県補助金					
市町村費					
計					

支　出　の　部

区　分	本年度予算額	前年度予算額	比較		摘　要
			増	減	

計					

様式第3号

明　細　書

1　設計説明書

都道府県名	地域名	事業種目	助成区分
鳥取県			

昭和　　年度

沿岸漁業振興対策事業設計書

昭和　年　月　日

鳥取県　市郡　町村

事業主体　氏　名　㊞

審査の概要	
検算	

事業種目	
事業実施箇所	
事業量及び経費	
工事の概要	
施行方法	
施行期間	
管理主体	
設計者氏名	
摘要	

2 経費内訳書

工種又は費目	数量	単位	単価	金額	備考
計					

3 ○○費明細書

工事種類	材料	規格	数量	単位	単価	金額	備考

4 単価表

名称	寸法	数量	単位	単価	金額	備考
計						

5 数量計算書

箇所	構造			

6 工事雑費明細書

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
計						

7 労務資材調書

工事種類 / 労務資材						計	単位	単価	金額
									円

8 機械器具資材購入費

品目	型式、銘柄、品質、等級	員数	単価	金額	備考

様式第4号

昭和　年　月　日

鳥取県知事　殿

事業主体　氏　名 ㊞

昭和　年度沿岸漁業振興対策事業計画変更承認申請書

このことについて下記のとおり計画を変更したいので、沿岸漁業振興対策事業費補助金交付要綱第五条の規定に基づき承認方を申請する。

記

1 変更の理由

2 変更事業内容（様式第1号に準じて作成する。）

3 変更収支予算書（様式第2号に準じて作成する。）

「註」変更事業内容及び変更収支予算書の内容は、変更前の数字を朱書、変更後の数字は上段に黒書とする。

様式第5号

昭和　年　月　日

鳥取県知事　殿

事業主体　氏　名 ㊞

昭和　年度沿岸漁業振興対策事業費補助金実績報告書

昭和　年度において下記のとおり沿岸漁業振興対策事業を実施したので、沿岸漁業振興対策事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき報告する。

1 事業の目的

2 事業の内容

事業種目	事業量	単価	事業費	事業費負担区分			施行方法	着行年月	完成年月	摘要
				県補助金	市町村費	その他				
		円	円	円	円	円				
計										

3 収支精算書

(収入の部)

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較 増	比較 減	摘要
計					

(支出の部)

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較 増	比較 減	摘要
計					

1 精算説明書

事業種目	
事業実施箇所	

事業量及び経費											
工事の概要											
就労人員数	職工	延人員	人	人夫	延人員	人	合計	延人員	人		
		人頭数	人		人頭数	人		人頭数	人		
施行方法											
施行期日	着工	年 月 日	竣工	年 月 日	延日数	日					
摘要											

2 設計実行対照表

区分 / 工種又は種目	設計 数量	設計 単位	設計 金額	実行 数量	実行 単位	実行 金額	増減 数量	増減 単位	増減 金額
計									

3 経費精算内訳

工種又は費目	数量	単位	単価	金額	備考

計					

4 精算明細書

工事種類	数量	単位	金額	摘要 平均単価	摘要 その他
計					

5 ○○精算単価表

構造

名称	寸法	数量	単位	金額	摘要 平均単価	摘要 平均単価による算出数量	摘要 その他
計							

6 工事雑費明細書

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
計						

7 機械器具資材購入費

品目	型式、銘柄、品質、等級	員数	単価	金額	備考
計					

8 竣工図（設計図に準じて作成のこと。）

様式第6号

昭和　年　月　日

鳥取県知事　殿

事業主体　氏　名　㊞

沿岸漁業振興対策事業実施状況報告書

昭和　年度における沿岸漁業振興対策事業の実施状況は下記のとおりであるので沿岸漁業振興対策事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき報告する。

事業種目	計画		前月まで		○月分		計		進捗度	残高	
	事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費		事業量	事業費

鳥取県告示第三百八十一号

昭和三十七年度開拓地集乳所設置事業補助金交付要綱を次のように定める。

昭和三十七年七月六日

鳥取県知事　石破二朗

昭和三十七年度開拓地集乳所設置事業補助金交付要綱

（趣旨）

第一条　県は、開拓地における酪農経営の合理化の促進を図ることを目的として開拓者団体が行なう集乳所設置事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、鳥取県補助金等交付規則（昭和三十二年四月鳥取県規則第二十二号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第二条　この要綱において「集乳所設置事業」とは、次の各号に掲げる要件をみたす集乳所を設置する事業をいう。

一　建坪二十六、五平方メートル以上であること。

二　牛乳冷却設備及び検乳設備を有するものであること。

三　交通の便利な場所に設置するものであること。

（補助事業者の範囲）

第三条　補助金の交付を受けることのできる開拓者団体は、次の各号に掲げる要件をみたすものであること。

一　別表に定める区域内の開拓者が組織する団体であつて、その営農目標が酪農を主体とするものであること。

二　前号の団体で地区内において取り扱う集乳日量が二七五キログラム以上で、将来その集乳日量が急速に増加する見込みのあるものであること。

（補助率）

第四条　補助金の額は、総事業の二分の一以内とする。

（補助金の交付の申請）

第五条　規則第五条第一号及び第二号の規定による事業計画書及び収支予算書は、それぞれ第一号様式及び第二号様式のとおりとする。

2　補助金交付申請書の提出期限は、昭和三十七年九月三十日とする。

（実績報告書）

第六条　規則第十八条の規定による実績報告書は、第三号様式のとおりとする。

2　実績報告書は、補助事業が完了した日から三十日以内に提出しなければならない。

附　則

この要綱は、昭和三十七年度分の補助金に適用する。

別表　補助対象となる区域

西伯郡のうち中山町及び大山町

第1号様式

昭和　年度開拓地集乳所設置事業計画書

1　主管理団体名

2　関係団体名

3　設置場所

4　事業の目的

5　運営要領

6　施設計画の概要

(イ)　建物

平方米　建築様式　構造

(ロ)　付属設備

(ハ)　平面図及び地区概況図

第2号様式

昭和　年度開拓地集乳所設置事業収支予算書

1　収　入

区分	予算額	算出基礎	摘要
県補助金	円		
組合負担金			
合計			

2　支　出

区分	予算額	算出基礎	摘要
材料費	円		
設備費			
労務費			
雑費			
合計			

第3号様式

昭和　年　月　日

住所

氏　名　㊞

（団体代表者氏　名　㊞）

鳥取県知事　殿

昭和　年度開拓地集乳所設置事業実績報告書

昭和　年　月　日鳥取県第　号で補助金交付決定通知があつた標記事業について、事業を実施したので規則第十八条の規定により報告します。

記

添付書類

1　事業実績書

2　収支精算書

（注）この関係の様式は、それぞれ第二号及び第三号様式に準ずるものとする。

鳥取県告示第三百八十二号

家畜商法（昭和二十四年法律二百八号）第三条第二項第一号の規定に基づく講習会を次のように実施する。

昭和三十七年七月六日

鳥取県知事　石破　二朗

日	時	場所	講習科目	担当講師
七月十八日	九時から十七時まで	東伯郡赤碕町　畜産試験場		
〃十九日	〃	〃〃〃		
〃二十日	〃	日野郡日野町　日野郡畜連	一　家畜商法、家畜取引法	
〃二十一日	〃	〃〃〃	家畜伝染病予防法	畜産課
〃二十三日	〃	米子市勝田町　西伯畜連	二　家畜の品種及び特徴	地方農林振興局
〃二十四日	〃	〃〃〃		
〃二十五日	〃	八頭郡船岡町　八頭郡畜連	三　家畜の悪くき機能障害及び疾病	家畜保健衛生所職員
〃二十六日	〃	〃〃〃		
〃三十日	〃	鳥取市東品治　農協会館		
〃三十一日	〃	〃〃〃		

鳥取県告示第三百八十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条の十一第一項の規定により次のように保険医療機関の指定の辞退について、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和三十七年七月六日

鳥取県知事　石破二朗

保険医療機関名	所在地	指定記号番号	申出受理年月日	（辞退）効力発生年月日	事由
稲田医院	米子市中町	米医第六四号	昭和三十七年六月六日	昭和三十七年六月六日	申出により辞退効力発生日より保険医療機関でなくなる

正誤

昭和三十七年五月二十九日付け鳥取県告示第二百九十五号中次の箇所について誤りがあったので訂正する。

頁	行	誤	正
4	1	化繊漁網の購入	化繊漁網綱の購入

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可　発行日　火・金

発行者　鳥取県鳥取市東町一丁目　鳥取県

印刷所　鳥取県鳥取市栗谷町　鳥取県印刷所

（定　一部　月極　二五〇円（配送料共））